

貞丈雜記

十四

73  
6822  
14



門 3  
號 6822  
卷 14

真丈雜記卷之十四



家作之部目錄

- 一 殿中之事
- 一 會所之事
- 一 所格子の事
- 一 書戸の事
- 一 立砂の事
- 一 遠侍の事
- 一 健見所の事

雜記十四

- 一 主殿及び公卿之間の事
- 一 寢殿の事
- 一 廊の事
- 一 法車窓の事
- 一 法帳臺の事
- 一 侍所小侍所
- 一 公文所の事

目一



昭和41年12月20日寄  
原安三郎 贈

- 玄關之事
- 書院之事
- からいしき地子
- みきのまわり
- 階かられの音
- ぬき海漆子
- かけむしり
- 縁のさきつふき
- 土格子の出入事
- 纏廻縁之事
- 宝懸對面所
- 法座之事
- 一之巻二之巻の事
- こまのこまの事
- 鋪布漆音
- 漆西津の事
- 惠國の事
- 法座廬の事
- 妻戸出入の事
- 畳之事



- 帳に上下阿の事
- 座鋪之事
- 座鋪五位字位
- きん巻の事
- 局之事
- 巻所之事
- 花之法所
- 尊氏御所
- 義政公法所
- 義輝公法所
- 龍髻之事
- 古の屏風
- 中門之事
- 曾子之事
- 母屋之事
- 孫庇之事
- 松之法座
- 義満公法所
- 義尚公法所
- 直義御館

- 義視御館
- 床之事
- 政所之事
- 忍んぶり
- 城之天守之事
- 長押之事
- 禁裏之御屏風
- どののり
- 上土門
- 天井之事
- 東求堂
- 唐紙のり
- 間注所
- 繪殿
- 納殿
- ついで
- 上段之事
- 土門之事
- 塗籠のり
- 兼臺のり

- きつりのけのり
- 障子之事
- 湯湯殿のり
- 基盤所
- 放出のり
- 狭板之事
- 侍兵内侍
- 床筋水引箱
- 四枚折屏風
- 贅殿
- てつづのけのり
- 湯厨子所
- 蹴鞠の庭四幸掛
- 簀板之事
- 簀子之事
- 火焼屋
- 狐戸

座鋪飾之部目録

- 一 床真之飾
- 一 卷物盆子居並やう馬
- 一 四幅敷之事
- 一 かりろく紙等
- 一 せり紙袋等

紙類之部目録

- 一 檀紙と引合之事
- 一 宿紙之事
- 一 大うかき
- 一 だけあぐ
- 一 うす雲紙
- 一 今時の鼻紙
- 一 射子の墨紙
- 一 松東紙

本書紙

- 一 大引小引
- 一 考の子紙
- 一 うちらもり
- 一 かき
- 一 書札料紙
- 一 林下紙
- 一 美濃紙

素良紙

- 一 うづら紙
- 一 うすしやう
- 一 墨紙折屋
- 一 籾倉紙
- 一 但馬紙
- 一 中切紙
- 一 菅白紙

皮類之部目録

虎の皮豹の皮

唐皮

正平草

おもて草

菅蒲草

あくの皮

志の丸の草

高麗皮

甲斐國草

あゝ草

熊の皮の草

天平草

にき草

ひきめ草

たて志やうが横菅蒲

羚羊

品草

小椽草

こと草

赤草

姫縄目草

丹波目結

黒梅草

播磨草

ひきま草

鹿の皮の草

沙免草

綿の赤草

赤根筋草

藍白地

あけの草

紀伊の國草

黒草

は草草

大志草

鞍覆行膝皮

獅子面草

煉草

ひき草

藍白地を黄く返す







式の所蔵は先  
 二卿之方（入所  
 次三之殿（入所  
 次三之殿（入所  
 之の所蔵は先  
 三殿（入所次  
 舎不（入所神  
 之類（方（入所  
 舎不の意は  
 樂の舞臺を  
 此所は建る

上ノハ涉斎ありしれは式三献あり又式三献あり  
 りして式の涉成の時ハ主殿（涉成は宗五一冊授書  
 之は馬ハは盃追ひて舎不（涉成の時涉園よりけり  
 成次第云舎不（入所より涉言は説則是座也云若  
 のゆくは主殿と云は舎不と云ハ列の布之は座敷飾記  
 由舎不九間嵯峨と有り之方の由舎不ハ九間四面ありて  
 之先院殿記ハ舎不幸多敷不見漢漢野の景を繪うれ之先院殿記  
 日云舎不押板書院ハ是座あり或池あり庭裏の子  
 使ホ主人の布存は陰ハベ

涉對面ハ年始五等形十五日そ外出は面ハ對

面ハは座敷之は座敷飾記ハ小川由所ハ對面ハ五間二  
 とあり是ハ主殿ハ又別の布之對面ハハ舎不の子

—  
 寢殿シンデンと云ハ昂主殿也上之座の間ハ真衡之寢殿の座の六

下を捨皮ヒツダブキ着うして上を茅カヤブキ葺はまは之座敷は才記ハ  
 之家初ハ先寢殿（入所は之座敷は之ハ公卿の間ハつゝある  
 先之座の間ハ由成は之座敷と云ハ公卿の間ハつゝある  
 所也別ハあり之座敷の一名を寢殿と云道照愚  
 草より之ハ涉不ハ寢殿ハ後土涉門由所より於彼座敷ハ  
 万之由成言糸也燒飯も是ハ殿也糸ハ之座敷ハ  
 之座敷ハ之座敷ハ四方あり之座敷ハ之座敷ハ

月境飯下中流悦もゆきやと有り右道照の文と書  
と合せり考知るべし

一 涉<sup>カウシ</sup>格子の事細く木を削りて碁盤の目のごとく縫いて  
置くぬきこけの敷の廣縁の端もある物一箇毎に上は  
一枚下は一枚横日あはて入るこ上のかしこ上へひき  
上げて細きかまのまて柵のこころは上ははり上りて  
置くこ下はかけうきをそとまてそ取置やうも置く神  
前あたにも格子はあは物之原氏物格がの強より有り  
一 碁<sup>シトミ</sup>の事凡るきよけ物之是も主殿あたにも格子は有り  
はハ必款もあり是ハ板戸のめぐりて板をもりて横は

志はくさんをおきたる物之是も一箇は二枚ハ横は入るか  
り手はこりきし格子の外はあつた

一 碁<sup>フド</sup>戸の事凡る主殿より戸は二両方へひきく碁戸也  
外の方へひきくは縁まつかう手をおてひききたる碁戸  
の下の方はあつたけか手をおけきしこれを括つあきと云  
是の戸はひきく風はあきとせまききる

一 碁<sup>ミクルマヨセ</sup>車字と云ハ碁戸の前はあり上は碁縁をこて中の  
石浦も美人こて車をよせらるる物

一 碁<sup>タテスナ</sup>砂と云ハ車とせの前は両方ハ砂を置く物  
は碁のけきと云ハ碁のきさのめぐり下層はききり高き

三光院内府記  
 云主殿間ニ有ニ  
 帳其基構云々  
 源平盛衰記卷  
 十九文覚 発心  
 之条ニ左工門尉  
 鬘洗ハセ酒ニ酔  
 セテ内ニ入レ高  
 殿ニ伏セタランニ  
 申夫ヲハ帳臺ノ  
 奥ニカキ附セテト  
 アリ前ニ高殿ト  
 云テ後ハ帳臺  
 ト云フハ帳臺ハ  
 高キ野ニハ高殿  
 トモ云也  
 調臺ハ主人居  
 間也サレハ色々  
 ノ道具ヲ納メ  
 フク也

縁の言母福よまるとし是をつて幸わ車のふび本ころの  
 あづえあををかりはゆつせきくべきるのまうけしと中傳  
 たり幸くゆきま正月ま外まきとまの附ハ必書アのるようお合  
 危指の時ハ立砂をあまはまひ皆ぬきよう 間中斗まき  
 也あまこれのうらぬ福あるべし書アの雨の粒の海りなる  
 べし大ハま字の位より大ハあま的の粒つりうらまは  
 河原若くはくく知るべし

一 涉帳基のり是ハ主殿 昂腹 の涉渡のうらまはあ敷  
 度友のあこそ所あより主殿の度へ出あふ所の口は  
 は帳を垂るるお帳巻とまきし涉帳ハ神前あまの

涉帳のめく暖簾のめくありおくま出口のめくま 障子  
 の引子の中まつむの福をあてあはまきを往路と結  
 ひ付りて結の端まかたりこれに結を納付挿と云  
 あり 納付ハハ個度 個度とい道 具のりしを垂るるお涉個巻も書こ  
 涉個巻の中略とまおともは帳巻と書くを布と書  
 也貞衡云涉個巻ハ今下とまて納付といふは同じと  
 云り或説ハ涉帳巻ハ用心の布ハ兵士を隠し入れ  
 おくおくとまハ淋く只納付の心ハ兵士あををうり  
 密べきま其ま人の心よまきし 是法或まき  
 ぬはまらといふまはあし又帳巻ハ一限まきまき

太平記卷十 筑  
 紫合戦ノ条ニ  
 遠侍ヲ見ルニ蟬  
 赤白クシタル青  
 旗ノ旗竿アリ  
 武具ヲ置ク  
 云ナリ  
 貞丈云侍トハ  
 主殿ノ内々、ニ  
 ノ外ニ板敷廣ク  
 長クアリ是家臣  
 ノ居サフラス所  
 ナルニハサフラス  
 云是ヲ内侍トキ  
 云コノ内侍ニ對シ  
 フ主殿ヨリハナレ  
 外ニアルヲ遠  
 侍ト云ナリ

遠侍と云ハ主殿あつりハもろく遠くもあれたる者而シ  
 表向く者侍の居る所ニ鎌倉年中行事ハ遠侍  
 ハ大間七百まで立物ハ身あつハもろく立物ハ身あつ  
 とハ戸障子あつ立物ハ身あつハもろく立物ハ身あつ  
 武具をかざりまろく雲履集馬を引くるを記する箇  
 条ハ主殿門ハ不出遠侍の方ハか入つて平治  
 語ハ義平などの者を敵あはれと云んをくべき  
 とてひいて入りまろくひいすハもろく云ハ遠侍の  
 事ハ何れも内侍ハ主殿の内板敷又云  
 亭ハ成記ハ既の侍と云ろく馬をの内既の者

曾我お語あつ  
 い元幕をつらん  
 であるは侍  
 走り入る山  
 年中行事ニ在  
 ノ面ハ上杯ハ  
 此礼ハ公長ハ對  
 面ハ杯ハ上杯  
 而ハ侍ハ一人  
 宛テ去ルニ至  
 會述書ニ載

番をとりあつては所ハ馬具を飾りまろく  
 何れも心ナリ

侍所小侍所と云も何れも従前ノ名ニ侍所を支配  
 人を侍所別當小侍所別當と云控級名ニ見合  
 健見所と云ハ中間の居る所ニ中集日見元たり健見の  
 字日本記卷廿四皇極天皇元年六月ノ記ニ云  
 又杜詩一集の注ハ健見隨時ノ軍卒也とあり  
 公文所と云ハ公儀と云ハ公儀の政事ノ文書を  
 納め置る所ニ侍所ハ役人集りて事を評決する所

源平盛衰記十三ハ官廳ハ凡人ハ取てハ公文所とあり  
 源平盛衰記十三ハ官廳ハ凡人ハ取てハ公文所とあり

三光院内府記  
云塗輿ハ諸  
家於諸山門前  
乘之也但東堂  
者至玄閣東之  
云々

書院并床太平  
記卅七新將軍京  
落ノ条云爰ニ  
枕渡判官入道  
譽都ヲ落ケル  
時我宿所ハハ  
定テサモトアル  
大将ヲ入替ニスラ  
ントテ尋常ニ取  
シタメテ六間ノ  
會所ニハ大紋ノ  
畳ヲ敷テ十人本  
尊脇繪花籠香  
炒罐子盃ニ至  
ル迄一様ニ置調  
テ書院ニハ義之  
か草書ノ偶轉  
愈カ文集取藏

官廳 官廳トハ大政官ノ役所ヲ云 常ノ人ノ家トシテハ久ク而シテ目トシテありと云々

一 今ノ世武家ノ家宅ハ玄閣ゴウカクト云ふ所ありテ主人ノ名所ハ出入者ノ古ハ玄閣ハ武家ハあり寺ノ何リシ古ノ武家住宅ハ外ハ筑地あり今ノ屋之ルハ門あり大門ト云門をヘイナウモン入テ堀重門あり是を中門ト云中門を入テ玄殿あり是を對面ト云對面不書戸有リ客人使者あり是ノ對ハ奏者對面不の縁をかりテ庭トシ姓名を穿テ相度發ハ庭トシ人トシ主人ノヤキニ對面不ハ庭ノ入リ進物ありも庭トシ夫レハ此趣を知ルモノト日記

を續てハ合點中ぬ半所の庭

一 今時武家ト云ふ家殿トモ對面不ト云ふ所を書院ト云ふ書院ト云ふ名目古も是ノ所本を書院ハ寺トあり之佛書を以テ學文ト云ふ所を書院ト云ふ是利殿の時禪宗ノ所武家ト移る事多ク

又曰書院ト云ふの上古ハ俗ノ家ハ無ク書院ハ寺方トシ佛書を以テ學ハ傳教ト云ふ所學文所ノ所ニ鎌倉時代より禪法ト云フ武家禪宗を好ム常ニ齋戒トシテ事トシ一最寺方ノ如ク書院を以テ之書院ハ對面不トハ別ニ此も今ハ武家ノ對面不を去院ト云ふ事あり



真の家といふ事亦實しと日記に云々將軍家といふ  
と家と目づく對の處と云々

一

みまのちまうと云はは簾の上のちまは黄色の絛トノヨコは



ぬいある紋をいへるも深ゆるを一幅横トノヨコはよりたるを云

俗はちりこころきぬと云くちりこころの帽額と書しひるを

おろくもいへる出入り人のひるぬの上をかちりぬのちり人の家の

紋もついでと云紋も帽額と深ゆる紋をれはちりこころと

云々又云々のちり禁裏將軍家といふ令らんを申しりる

たの人の簾はちりぬと云ぬとあるちりこころを申しりるちりこころの  
外はちりぬといふ

云々のこころと云はみまのちりぬのちりぬと云々

後醍醐天皇幸中行幸ナリ

云々釣丸徳と書し禁裏將軍家といふことありおまを申

らぬ平人のこと丸徳のゆきと書し云々此は深ゆると云

階隱の間といふ事義教のゆきと書し云々此は深ゆると云

階のちまは根を二本と云て上は根をちま出しりるを云し

かくと云階の雨はぬぬ根をぬぬ階を隠し心へ

階隱の禁中の法殿もありぬぬの神佛もありぬぬあり目

隠の間とも云々

浦后鴨居をいへ引く戸を今ハ引きりる本名ハやう

戸といふあり

あつち障子と云ハ表裏よりとりたるを今ハ紙と

神基のみまの  
わきもこまの  
外はあり人の  
さすはかまこ  
すりて月より  
と砂まじり見

古今著述集三  
玉階隱の月よ  
入て階はちま  
をさすはかま  
それるをまじ  
りて

あつち障子と云  
は表裏よりとり  
たるを今ハ紙と

こうる氏伝あ  
う像子をかく  
く懸はよまゝ  
まかす甘のいぬ  
きうかひいぬ  
めの子とひあう  
りーヤフー  
あらん井掛抄  
はんりう

いんえりあうり像子をいふ一方をううす紙を單  
張りたるを云まぐしあぐもももえ何れ懸念像子  
西澤と云事三好亭(古成記)に殿中目記も  
ハセイジャウと何り是ハ像は云雲隠の事云三好一統は  
陰所とあるも回るん本名ハ厠と云  
かけむしうと云り旧記に何り  
中行事以上の上の所末ハ三間梁は九百近間の巻戸を圍  
也其中は柱あり其際の戸両方ハ一本宛開く此口  
掛席あり但二枚の造り切縁をとりぬひ合ると  
あり是其の表は巻戸を付て暖簾の如くも

一 ううらんハ高欄と書く縁のまわりはあらんかんの  
半之替裏の涉殿神社併寺ホもあり是掛馬場の指  
の事併神の前のかうらんの如くと是懸中書あり  
一 縁のまわりつあぎと云事武雜記に何り是ハ書戸を記  
らきたる可書戸の風をてあをうぬやうと云るつあぎ  
よととのて懸と云るつあぎとハ書戸の下の端のけ  
うねもあをき縁ハつがう年改あをて書戸をひう  
きたる可のかけうねを縁のつがう年改あかけて戸をつあぎ  
一 涉書廬と云事年中恒例記にあり是ハ將軍家の  
涉系内の可禁裏一系を  
系内と云る將軍家所將裝束改めしう



は休息おとし終る所は禁中よりあるはけおと終るの  
は終る所は少くもなり

一 法橋子の間出入は昔の昔を古く忌年と忌元一人を  
しと忌む事はあらず武雜記に云みたりとの間出入の  
事六法の格は嫌中は殿中は殿中より四方より志と  
さすは 志とあるは必し 此は殿中は悦海も志とさすは  
然る時ハ出入嫌中ハ志と悦海ハ又自然死人を出し  
此時みたりの上をおろし下よりかゝりたりとも  
下げりたりゆりハありは上をおろし上をおろし  
ある時ハ出入をいむ

一 ツマト 兼戸の出入も忌む事と云る人古も云し也いむるハ

あはれ終る所は武雜記に云兼戸の出入の事は沙汰の  
不兼は但つ終る出入ハ忌む事と云るは時ハ兼戸の  
間より出入は有左格の時ハ立砂を立並ハ有平人出入  
料砂で終るは貴人出入は終る所は終るは

一 夏 カキ の倉り ウシケンベリ は徳綱縁と云ハ白地は冬この倉を以て花を  
をかり付る織物と云るは終るは終るはたとハ倉りある  
て花を以て花のまわりをうき赤き色を細く倉りを  
とり又其外ハ一限うき色と云るはをとりと其外ハ  
色も是れは知る 貞丈云徳綱ハ本字暈綱

其表ハ平人  
ノ用ルモノニ非  
禁裏於軍家  
ヲト向ニ用  
クハウケン後

也暈綉ハ錦の名也色この糸を以て文を織りし文の

形ハ不定之暈ハ日月のかさこま字云 カサとい日月の  
外ハ綉の如くある

云 かの綿の文の廻り又同く色を濃き色と中色とを

とをかき福て之を又廻りをとりて織る色日月の廻り地

暈の如くあれハ暈綉錦と云 画障の彩色を入るハ官女の  
衣服の袖口ありをまきこむる

并をいりともふ上はまききたるハ色こくま次ハ少くも次ハ多し

次ハハ戻りようすまをいりともをうんぐんと名付りもうんけん

似るぬの 高麗緑ハ綾あり白地ハ文をいり織るこも

紋ハハ定雲形菊花あどそ外不定也白き底布あり

又を深たるハこの綾を似せたる略也 ウシケンベリ  
タビ

上ハ白生ノ絹ヲ覆也紙ヲ付テ絹ヲ覆フハ非例也大丈高

飛端ノ帖面京造裏白布三幅可付之小文高麗端帖

紫端疊面國造裏白布三幅可付之已下布三端ヲ付ル

ハ非例也○同書ニ云公卿家無高麗紫綠端 准高  
麗 黄端

准紫  
端 両面端 准儀綉共  
赫似錦 ○海人藻芥云帝王院儀綉也

神社佛前半疊用儀綉縁此外更ニ不可用大文高

麗縁親王大臣用之以下更ニ不可用大臣以下公卿小文之高麗

縁也僧中者僧正以下同有職非職紫縁也六位侍黄縁也

諸寺社ニ綉等皆用黄縁云四位五位雲客ハ用紫縁也

○禁掖抄云臺盤取ハ三間也朝餉 ハサカレ の抄は一間了



さあざきたるにまおあ〜の 貞丈云いあ〜がすも〜を〜  
 ろろの簡をま〜は深を徹〜造を毛〜うびん〜今世  
 俗に花ごさ〜のあ〜  
い〜あ〜あ〜うびん〜  
 右に〜うま〜

一 産浦のりを舊記は六石の産九石の産を〜  
 六石とい十二石を〜九石とい十八石也北上記は〜  
 一間といハ二帖を〜六尺五寸四方之即一坪の〜  
 一 古の屏風の柱は扇あ〜扇は〜とい〜の〜  
 ぐ〜とい六 流はは扇をい〜も書〜の〜  
 あ〜あ〜て扇半〜の〜も書〜を扇の面を〜の  
 修指と書〜

床	棚
<small>産</small>	<small>世</small>
<small>位〜</small>	<small>在お〜か〜</small>
<small>位〜</small>	<small>も〜</small>
<small>位〜</small>	<small>も〜</small>

一 産の字位主位の字産の正面を向て在り  
 子産のあり方の字位〜のあり方の主位〜  
 主人のま〜の字〜主位ハ〜  
 け〜の〜の〜主位〜  
 位の字を用ゆ

一 中門といハ主殿の前は塀中門の字〜大門といハ殿との名の門あり

一 せん墓といハとの母の上位と〜位〜  
 前ハ此處を〜位〜  
せんたいの  
 間〜  
 曹司といハ家を長〜つ〜け〜  
せんたいの  
 間〜

産の字の書式  
 云天子〜の方  
 礼殿等〜  
 云成内中殿を〜  
 一〜

昔の字ハカギルとよむ日の字ハツカサトルとよむは後年  
 志きる心也と用詠をよま回し又云世の事と書き  
 としうして字を詠を後とよハ則此書目と云と回し  
 局こまの字カギルとよむは因を志きりて限えよまを  
 菜花如信つとむの志は里の残月の人ハ来りて屋簷下  
 けりあへん風几帳をうりまひきつてあひまもあへん  
 まはし度妻を疑は几帳あてまて志きりつてあひまを  
 ねらつてあひまをひきくつてあひまをねらつてあひま  
 ねらつてあひまをねらつてあひまをねらつてあひま  
 まるごとく使ふか入つてあひまをねらつてあひま

母屋と云ふ本屋の事心傳はねもやと云ふ回し

庭と云ふは清涼殿をさへるなり不々也庭とい飯の事

孫庇マゴヒサと云ふはひさの外又ひさをかいたるをさへん海人

藤フジ茂シゲと云ふは惠命院信正宮中の作也清涼殿は藤原の禁裏の事藤原の名なり孫

庇ヒサと云ふは松皮青の外又板庇をさへるなり松皮青  
 といは時の音すえぬハ板庇をさへるなり時雨の音をさへ  
 けり免さんといはる也云々

花沙所はなさはと云ふは康苑院義満公の沙代永和四年三月  
 室町は沙殿を建て移り孫ハ沙所は花を多く植  
 らせたる故時の人花の沙所とやたう室町は孫ハ

室町殿ともやし  
義満の所文義詮貞治四年二月三条坊門  
に所殿を建て恒より義満より下三条  
坊門の所より室町の  
花の所所は移り給ふ

松の所庭と云ハ馬の庭宮の如きは松を植ふるに  
かまをバ鞠のかまの如く禁るに折様松楓を植ふ事逆例と  
相づらうも植ふるにかまの忌雲雲集みみをう鞠  
のかまとも月も庭集りも同る

尊氏卿の京都の所所三ヶ所あり一ハ高倉三条坊門  
ハ幡町あり一ツ、近衛東洞院あり天下系劍の時  
ありて武所は恒在り給ふ貞和年中高武花子師直  
敬所を企て取圍にし而し幸ハ太平記をるり一ツハ土所

北少領室町花  
所より大的社  
神祀は是より

門高倉は恒り應大曆は是より

義満公の所所ハ初ハ尊氏公義詮より義満より高倉  
之条坊門は恒在り給ひしは後ハ義満より室町を出川の  
北より所を作り永和四年三月十日移徒あり花木を多  
く植ふるに故所の人花の所所を中たり其後ハ山は別  
業を別業ハ中たり應永四年四月移徒あり時の人ハ山殿  
と中たり室町の所所をバ所子息義持より徳を給ふ  
是よりして義政より八代の所所は恒在り  
給ひし故所の人室町殿と中たり  
北山殿ハ後ハ寺とありて藤井  
寺と云金園寺の所所

北少領室町倉鳥  
及殿と同書云

恒居く移ひく故鳥丸殿とヤたり文安六年三月十日室  
町より鳥丸と己と満一の事康富記に是元たりと後  
應仁元年細川勝元山名宗全大乱を起し京都大に  
乱せしより東山の内は伊原を造りて乱逆を避て恒居  
く古志古直をありの業をゆてあきびて隠れ恒居く  
母を東山殿と申さる伊原の内は東求堂  
ありけりまはるなり  
義尚公の法前ハ一桑、南油小浜小川殿町はあり小川伊原  
といふ是之文明六年はあり居恒く移り室町の花山所  
ハ文明七年兵火にて焼け失り義政も東山へは  
乃以て小川伊原は父子一和な居恒ひくと應仁記に是なり

一 義輝公の法所ハ室町中法門の北武衛陣町はあり永  
八年之好左京大夫義継松永右衛門休久通及逆の時  
伊原は火をうけさせ自害し終り

一 直義張の館直義の館の舎あり三桑坊門舎ありし故三桑  
殿と云ふ又高倉禪門とも云ふと後義隆將軍は  
恒せらる又その後年月を経て應永十六年頃義持  
將軍はあり恒せらる又その後永正十年義植將軍はあり  
恒せらる義政の舎ありと應仁記に是なり

一 義視卿の義政の舎あり館ハ今出川はありし故今出川殿と  
云ふは義視卿とハ大知院の事なり

昔我祖徳を  
 又云はしつて  
 まい古今万  
 物ありしては成  
 伊勢物語に  
 ありて教のま  
 たりてさされ  
 今より後のま  
 さひはいたれ  
 されをんま  
 せんまのい  
 かりたりま  
 板ハ板木  
 金時代  
 他を  
 金代軍の  
 代はありて  
 るもの  
 といひ  
 たり

一 東求堂と云ハ義政と東山の所不持と持ひし時立  
 うれたるもの志しはせり東山の所不持の内よりありし  
 けりといふ義政は時禪一茶をもて阿をいれ古  
 畫をもあつり飾り並れし所一説持佛ありとも云  
 勿論佛檀もさ  
 一 中舗の上流な麻と云おを修りり上古なまきりし  
 鎌倉の以以来のりれり氏と夢窓圓師はゆ依あり  
 一より將軍家代に禪宗の圖障を所としては衣  
 ありし受衣といふ才子ありて  
傳衣を文てさす此る皆禪法世にもなり  
 出家の風俗武家は持りて半多し麻も佛家にて  
 の佛檀の中ををさく而し麻は佛法をかけた具

是をわぶらりありあが皆出家の風也書院と云も佛書  
 を傳むる所又念おも精進相をい眞然たりも書院  
 とく飯のまをとりあどのなりあ處に皆出家の風俗  
 の持りたることさればは時代は禪僧ハ勿論也一おを  
 時禪教ひしあり  
 一 時禪の壁襖障子をかく紙はてもる事ハ古よりあり  
 半之職人畫款合まかく紙障の款ありあはし  
 うをさひひけどかうこの下きりあり月のうけが  
 と何り古より雲母をひきてさるるあとの形中  
 おをもやうにつけるるるる



平家物語の長門  
本卷十伊豆国の  
目代兼隆被討  
案は云々大自  
たてかきつるの  
そそきまら  
をめぐりあり  
てき

政所ハ公事新詔を所さげし後而之幸り評定流有之  
モシチウニヨ  
 同江所ハ紛失相を詮紙し盜賊を弘明す。後而之公相  
 書ハ紛失方厄流而也云々

智んごう又めごう大云ハ馬道と書之縁つごの道之  
源氏  
物語  
 年中徳大名ハ所成記ハ長橋殿まで此冠をあらわ  
 此式装より較てめんごうつごよ此方ハ此系之云め  
 だうハ縁縁の長くつごきたるを云々

約殿と云亭の事之水を二階て立。真を約々云  
 城の天守ハ上古云々織田信長公天正四年江州安土了  
 城を築く時城周ハ高橋を作り之必は多門天増長天

安土城ノ天守石  
垣ノ高廿十二間  
南北廿間東西  
十七間石垣二重  
也石垣以二天  
守ニ至ルコト  
中堂也云々

廣目天持國天の四天王を安置し、終へて四天王守廣少  
 りて天守と名付し之四天王を馬、神、象、事、重、徳、太  
 子守屋を亡し終しより始す。此説あり。守屋亡ひし  
 後攝州四天王寺建立し給し之。是兼て此説ありし  
 より之信長公も其故事をおもひて四天王を橋の上  
 におりしむりしと云々

納殿ハ納戸の事之平治物語また今納殿ハあらん相  
ナカド  
 之子、此出せしと傳ふれハ今納戸有る之の相共を山の所  
 つとあはたりき。義經記ハ三ツツあんまの事と納殿ハ  
つとあはたりき  
 長押と云相ハ今ハ鴨居の上より下りたる木を本を云々

あけくま必上下は後居のりま口くしたる長き木

をもも押さくはく大なる家作ハ後居より後居迄の

間多し一仍て去押あり 上のこゝろお 源平盛衰記 卷十三

連致 白衣しても押さ麻うけ大なる是れ出してと

何りつれく 百六版北の 云あるくはハまきとて中

男女と分けく 肩うけの条 云あるくはハまきとて中

今世ついでと云相古ハついでと云際子とて古今

若國集 其土畫 小所の字のたくとついでと云際子

小松をかせんて常則をいへこれバ他はとて 常則ハ

禁裏の座屏風 画工 云ついでと云草を張るは抄

紙のてつづひのぬくくも表へも抄 常則ハ

たるぬく一方一斗折ここれハ名ある抄屏風のみと

是唐風なるく 名ある 常なる 新調の 屏風

ハ常のぬく感へ 名ある 屏風 ハ太宗の 屏風 月次

屏風ハ唐人抄録の録之月次の屏風ハハ年中抄書の録之漢之  
の屏風ハ漢之載るる政事と名を著し地獄表の屏風ハ地獄の録  
を著るる是ハ十二月抄の抄本の時よりなり又抄元祿の内屏風と  
いふもあり抄元祿といふも載るる山河などの形を録するなり  
朗詠の光明が詠は抄元祿の屏風の  
詩と云くもあり

一 上版といふ事の始詳あるは関白冬經と天和三年十月

廿六日と記は出上版始抄事不明は月輪関白の事上

種 地ハ可者懐ゆき

一 でおろすハ出居と書て字ニ對面するは其處を云て義經地  
の中は所てはありともいふありといひてありと云

一 母倉と云ハ相倉の事と今お母やと云は同一主殿作りと云

お母やの廻り又庇あり 庇の中ハ其處より庇下ニ是を  
好と云ハ極室を云ふと云 社の外ニ

又庇あり是を孫庇と云庇の孫庇を云ハお母やより出

お母やをバ家の親と見てお母と云來べし一 家殿

と云と云人ハ對面するは其處を是を出居と云古ハ

俗の家の事と云家殿といひたりを今江戸におどしてハ

寺方のすまをのこち家殿と云俗家の對面所をバ

書院と云ありハせり此之書院ハ別の事と太平記卷の一

雜真四  
忠ノ条ニ 云客殿のおくあり二間をまると引あけこれバ

又六間の客殿一おどり出さる客殿といハ土岐十郎が

宿所の對面所の事と 是を以て客殿といハ寺方  
の事ハ障りぬるを云ふ

一 土門ツチモノといふ事東鑑卷廿七又卷廿一にも云ふ事なり

往來ハ土門アケツチとありハ同一事とありハ土門の事詳

ありと推して東鑑の事ハ東鑑の土門ハ左云ふ事を

言く積とあげてお母をいしてその中の間を門をまると云

いふ事なり一 京殿ハ土門といふ事の名ありハ上古大

内裏の所土門ありハ所を末の世と云土門といひ

傳へし事あり

兼久記曰判官  
伊賀判官 宿所ハ  
船義也 宿所ハ  
高辻子京極高  
十子子京極  
一リハ西京極西ハ  
棟門平門三テ大  
門也高辻子西  
ハ七門三ノ門也

一 上土門アゲツチモシ冠木門カブキ藥醫門ヤクイ平門ヒラの事を作秋詳あり  
 應仁紀ニ云大名字作り吉良石橋浩川等を先ヲキテ  
 武衛細川畠山山名一色六角ハ上土門ヲ立ニケル亦冠木  
 門ノ武士方ハ備州相模土攻京極能登美作兩大夫備中  
 守護因幡守護和泉兩守護淡路守護大飯富樫  
 伊勢武田大將大夫甲斐ヤ織田畠山ハ播磨守中務  
 少輔遊佐ツアル細川方ニハ右馬頭下野守黒田トコソ  
 聞ヘシ土攻ノ下ニ池尻此外奉行頭人ト奉公ト外搦ノ  
 大名ノ家ノ殿ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ藥  
 醫平門ノ大名ノ内口ニ至ル迄凡六七千間ハ充アラズ

宇治橋遺跡  
 東中ノ西ノ  
 謝ゆらふとあ  
 けてかまきり  
 人のあつた  
 おかきれり

一 少覺ル所詮其中ニ取著ハ曾テ在ベカラス追考上土門外門ノ屋ノ上  
ヲ灰土ニテヌリタル也後三年合戦ノ繪春日祭ノ絵ニモ見タリ  
 塗籠スリコの事義朝野間あまたの敵切のせてぬき  
下向ノ糸このの口までせめ入りれども美濃尾張のあつた心きび  
 しくきやちやくだいのかまきりうまこつてうまこれバカ  
 あくかせいび又子をバおえすうき太平記卷十三北畠天井  
謀報の糸塗籠亦破り翠簾几帳を引落して搦るをみあへ  
 搜一々りきく搦る塗籠ハ帳臺の事ニ一ツ布ハ帳臺ハ  
 主人常ニ宿多しあつてそれよつてきて納殿まで徳道  
 具を細の並又帳臺ハ搦るあつた用心のあつた壁までぬき

能るまなぶ 又東鑑卷四 十二云兼テ

被納塗籠お尋美精好箱五十疋美箱百疋略又云帖絹

百疋納櫃十合 長櫃三合 内ノ獻清基所被納塗籠古今著聞集

六真言 云三人一宿又海り又り家のありハ遊女まじり

侍りたるをのお尋美精好箱五十疋美箱百疋略ハ遊女まじり

入りてお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

天井イゲタハイゲタ井桁の形をお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

いふお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

画お尋美精好箱五十疋美箱百疋略

兼塵お尋美精好箱五十疋美箱百疋略

けるるお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

きりお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

あお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

也お尋美精好箱五十疋美箱百疋略

よお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

らお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

がお尋美精好箱五十疋美箱百疋略

不お尋美精好箱五十疋美箱百疋略

三十一  
一 贅殿と云ハ奥をたくし納めおく所之ヲ拾遺物語ニ

用彼大殿はまつり日名殿はあつたやどはあまのつらよりちた  
鯛のあしききをかむなりたりたるを日名殿はもとてきり

障子と云ハ厚く裏表より張て或ハ紙を画き或ハかち  
こゝろをとりしるをバ襖障子と云又厚き紙又そ

生絹をとりしるをバあつた障子といふ障子  
と云ハお名く間を障へ厚さつるおあり障子といふ

一 障子の底の柱は折釘を打て密くをてうづつけと云し

源平盛衰記卷四麻呂酒宴の条は破れしる籠子の首  
成平氏の首はあつたへ度縁を二度廻し獄門の標の本は

係りと名つけて大床の柱は名付しつけはせつぬき

結せうと云う柱の表はしつけといふてうづつけと

いふ同しあるてうづつけは名付しつけは名付しの結の

ある詳は名付しの結の折釘をてうづつけと云はしつけ

いふのいふしつけをぬき休息する時てうづつけを名付し

結しててうづつけのけを柱の折釘はしつけてあつたれば

そ折釘をバてうづつけかけといふべきありあれどもかけ

と云ふていふをうづつけはしつけをぬき休息する時てうづつけを名付し

一 湯湯殿のうづと云ハ是ハ湯厨子湯厨子のの近くは湯



よきより 玉来あり 又只今 調味より へき 奥のき  
法 厨子のよきも 候り せし

一 法 厨子所と云ハ 食処を 調へ 料理する 所也 厨ハ 室と

よき 食処を 調ふ 所也 庖厨の 二字 ともよき 室と 云は  
あり くらや といハ 竈の 機を すすけて 思く あり 故 忌を  
いふ 所 あり くらを へき といハ 室と 云は 音 相通 せし 海

人 藻芥 云 法 厨子 所 内 裏 仙 洞 外 考 法 官 不可 申 而 法 室  
ニ 寛 平 法 皇 法 厨 子 所 中 傳 たり 常 貴 不 二 八

基 所 稱 之 又 膳 所 十 稱 之 哉 基 盤 所 申 所 内 裏  
仙 洞 執 柄 家 在 又 内 裏 法 厨 子 所 基 盤 所 申 申 二 基 盤 所

基ハニテリテ云  
盤ハスミテ云

ノ 別 當 ト テ 中 膳 ノ 女 房 然 仁 辨 ヲ 撰 テ 此 職 二 被 補 列  
當 ノ 局 ト 号 ス ル ハ 基 盤 所 ノ 別 當 ノ 事 也

一 <sup>ダイハントコロ</sup> 基 盤 所 と 云ハ 膳 盤 ハ 食 扱 を す め り 膳 之 膳 と 云ハ 扱  
但 今 の 膳 の 形 と 違 へ 案 の 如 一 膳 之 膳 同

ト 膳 立 を す り 不 基 盤 不 と 云 基 盤 不 と 云 膳 立 申 略 一 七  
基 所 と 云 女 の 扱 飯 の 扱 を 法 膳 と 云 膳 不 の 扱 又 貴 人  
の 扱 を 法 基 盤 所 と 云 膳 不 と 云 膳 立 八 人 の 扱 八 人 夫  
の 食 扱 を 調 へ る を 扱 あり 扱 之 貴 人 の 扱 八 自 身 食 扱  
い 膳 立 あり あり 扱 一 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立  
法 基 盤 所 と 云 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立 膳 立



一蹴鞠の巻四本ありのより親書に記云四本あり松は柳楓

○鞠秘書云此家はハ懸の松四本又柳楓楓松又松三本

又紅葉一本平人はハ切立として竹を四本立る

系を井宗世二書あり

二本も二本も松ハ我家のゆかりありてハ消る極らん

日上皆松の四本一は里ハ位ある人のまてる巻と云き

一放出ハナチイラトヨム 原氏梅の元の巻よりハひんこう此

あとのものをあちいては出さつゝひのことよめつゝ志が

させあめしきく又そ十よよハ一のものあち出をさつ

らひてはく一あげのふい一あどもやうんこあこま

まいれりきく 源氏物語の注 細流は云花きよよあ一あはハあは

小寝殿ある母屋の中をあつらふしては法をきよめぬ

母屋の中をいり外振むきをあち出といふは勝の心

花きよよ云放出ハ母屋に梅が枝の巻よ東の中の放出ハ

東の對の母屋の中と云ハ母屋と志の廂との百よ

障子をまてる所を中の放出と云ハ又その形の

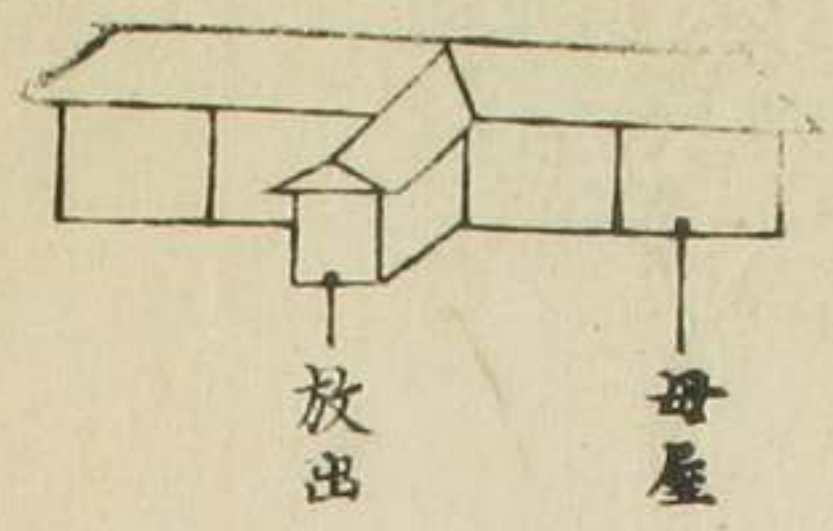
巻上よ志んてんのものあちいでを例の志つゝひしてき

又起らあそのおとぐのものあちいでよあま一よをきき

同下又ハ口ふああり一西のものあちいでよは帳よき

美花抄云寝殿にきく者放出の事源氏物語の法

流してハ母屋を志きりころを放出と云は又アえて



てたうあつぎるこころ用ひうう梅ぢるよを音物評  
 北邊大 三葉の放出の隅子の上は物のひらるやうよふれ  
 臣ノ桑 又同書ノ桑 車よりかりていつぬればおの放  
 出の廣庇ある板屋のひらううよ前庭は藤結てこ  
 又云 平貞盛射 法作をばお忘らううおはきあればとて  
 奥は入きてそまの放出の房は存て念をくめてぬ  
 ぬ又云 鬼現板 こころも夏のひよと暑きたえが  
 きよ放出の存る或人の侍いさうすて存りそ  
 梅ぢるよは又の依て考るふ板おの母屋より立出  
 う多巻の母屋より放ち出し心之たとバ丁ノ家

のこ横の畫ハ母屋をて壁の畫ハ放出之世傳は角巻と  
 いふもれあり

一 鱗板ハタの事 東鑑脱漏に曰嘉禄元年五月三日癸亥二品  
 ノ御方鱗板中門兼織戸可被立言に汝名集卷之忠言  
 有感事上或時ノ物語ニ涉所へ参シタレバ人家ハハタ板ハ内  
 ノ見若シキ事カクサシタナルニ泰時が家ノハタ板ハ内マデ  
 見へトオレリトコソ仰有ツレド人々ノ中ニテ申サレケレバ次テ  
 ヲ以テ奉公セント思ヘル人々涉所ノ仰ノ如ク准レモガクコソ  
 存儀へ太方ハ涉用心ノ為ニモ築地ヲツカレホリホラレテ儀  
 ハ目出儀ナン各一本ツツキ儀ハシニ十日ニハスキ儀ハシ安

キ事ニ倭ヤガテ此次ニヒシクト涉沙汰倭ベシト口々ニ申  
ケレバウチウナツキテ各ノ志ノ色ハ返々有難ク覺  
誠ニ志アレバ身ニヤスクコフ思ヒ給ヘ氏國ヨリ人  
ナ共登リテツカン事バカリナキワツラヒ大事ニテ倭  
心ノタメト仰倭ヘ氏泰時運ツキ倭ヒナバ鐵ノ地ヲ  
ツキテ倭トモタスカリ倭ハ運有テ召シ使ハルベクハカク  
テ倭トモ何事カ倭ベキホリナンドホリテ倭ハガサギノ時  
人馬才チ入テ中々ハカリナキワツラヒ出来ヌト覺倭ハ  
板ノスキナンドハカキモナラシ倭ナント申サレケレバ人々  
心アルハ感涙ヲナガシケリ按ズルニ右ノ文ヲ見レバ鱗板ハ

今世ニ所謂板塼也鱗ノ字ハ偽字ニテ實ハ端ナル  
ベシ端ノ字ハタトヨム宅地ノ廻リノ端ニ板塼ヲスル故ニ  
ハタ板ト云フナルベシ

一 ハサミイタ 狭板ニ事東鑑ノ卷二十八寶治元年六月二日癸未近國  
涉家人等自南從北馳参 中畧 五郎左衛門尉盛時者  
聊遲系ノ間光盛等甚周章耐運云從雖被閉門戶  
五郎左衛門尉冬人者不可滞志款云詞不終懸手  
於狭板上者諸人属目是盛時也云按スルニ狭板ハ門ノ  
両方ノ袖ヲ云ナルベシ左右ノ柱ニ溝ヲ掘ラ其溝ハ板ヲ  
横タエテ狭ミ入ル也是ヲ狭板ト云

— 簀子<sup>スノコ</sup>と云事古書は何り座敷の外に細き板を横に敷き  
うづておたる縁之板と板との間に細き板を何りて竹簀子を  
あはせたるゆゑあり

— 侍又ハ内侍と云事殿<sup>一名座敷</sup>の内を巡る外廻り  
の廣くもき板敷をいふ家臣の祇儀して侍と云事と云

事遠侍は對して内侍と云事遠侍ハ座敷の外には  
あはれて座敷あり書而して屏重門の内なり

或は二大焼をラ  
候ラ炊ク屋也  
ト云ハ大ニ候也

— 大焼屋と云ハ内裏にも東宮御宮御院にもあり此所の  
は座敷の明の爲に衛士と云フ官人が火を焼く小き座敷  
夜もろうたくと座敷は床あけて地にて焼くは家次書

— 元日宴會は座敷<sup>テウキ</sup>東西大炬屋<sup>トウキ</sup>東置日華門北掖  
西置紫宸殿西掖主殿寮役定と云事と云事紫花おぼへ  
座敷のひらき座敷と云事と云事座敷といふも大なる座  
敷あり座敷といふも小き座敷と云事と云事座敷といふも外へ出  
座敷といふも今世武家も假書と云事と云事座敷といふも  
ひらき座敷といふも

— 床<sup>トコカザリ</sup>餅は引敷座敷と云事座敷といふ座敷の内外板敷  
白絹之練箱を引敷座敷と云事座敷といふ座敷の内外板敷  
座敷といふ座敷の引敷座敷の内外板敷の上下を天の  
座敷と云事座敷といふ座敷の内外板敷の上下を天の  
座敷と云事座敷といふ座敷の内外板敷の上下を天の

貞丈抄  
けり古儀

三好亭田駕記  
云西立衛門用  
破風狐戸云々

也麻の上左木の枘まて下すの帽額之是本名之下は蓋のハ本  
名地蓋之ヲ蓋方見ハ古より食蓋の下の枘を蓋すあり食蓋を蓋  
すは地蓋を  
しるすあり 尤も四條流庖丁の書商流賦方は信云と云物は是なり  
狐<sup>キツ子</sup>戸<sup>マ</sup>之<sup>ノ</sup>版<sup>ノ</sup>屋<sup>ノ</sup>作<sup>ル</sup>なり 狐<sup>キツ子</sup>戸<sup>マ</sup>といふハ今云狐<sup>キツ子</sup>格子<sup>マ</sup>の事也  
狐<sup>キツ子</sup>格子<sup>マ</sup>といふ屋根の事也のこころしを云へ格子<sup>マ</sup>とてその内  
を巻だて狐<sup>キツ子</sup>と入る事也ゆゑはやきう枘<sup>マ</sup>とてしと云  
るべし 狐<sup>キツ子</sup>戸<sup>マ</sup>といふ事玉波家圖書に元元とあり

一 四枚折屏風の事 今世の俗語は武士の切腹する時の事  
用ると云ふありともなき説あり 不吉の物あり古  
代ハ禁裏月<sup>ツキ</sup>正月<sup>ツキ</sup>も月<sup>ツキ</sup>ひられ又<sup>ツキ</sup>賀<sup>ツキ</sup>も月<sup>ツキ</sup>らるる事也  
古書にあり 躬恒集<sup>延喜</sup>元<sup>延喜</sup>十四年二月十四日お祈せよ

よりてなるいづこの大粒の四斗架の屏風<sup>四帖</sup>とあり  
てうしつのもす又<sup>延喜</sup>集<sup>延喜</sup>内<sup>延喜</sup>の山<sup>延喜</sup>屏風<sup>延喜</sup>四帖<sup>延喜</sup>つう  
去<sup>延喜</sup>正月<sup>延喜</sup>元<sup>延喜</sup>も<sup>延喜</sup>祈<sup>延喜</sup>

あつしき<sup>延喜</sup>年<sup>延喜</sup>の<sup>延喜</sup>も<sup>延喜</sup>あ<sup>延喜</sup>ひ<sup>延喜</sup>れ<sup>延喜</sup>と<sup>延喜</sup>け<sup>延喜</sup>ら<sup>延喜</sup>た<sup>延喜</sup>の<sup>延喜</sup>  
し<sup>延喜</sup>き<sup>延喜</sup>ハ<sup>延喜</sup>す<sup>延喜</sup>と<sup>延喜</sup>る<sup>延喜</sup>て<sup>延喜</sup>う<sup>延喜</sup>り<sup>延喜</sup>考<sup>延喜</sup>等<sup>延喜</sup>を<sup>延喜</sup>以<sup>延喜</sup>て<sup>延喜</sup>考<sup>延喜</sup>す<sup>延喜</sup>月<sup>延喜</sup>の<sup>延喜</sup>物<sup>延喜</sup>也<sup>延喜</sup>  
狐<sup>延喜</sup>が<sup>延喜</sup>一<sup>延喜</sup>

唐鋪解部

一 <sup>サシキカサリ</sup> 唐鋪飾は其の飾として床に佛像の画を掛け唐鏡の燭  
 尾香燭花瓶 <sup>是を三具</sup> 是と云ふ <sup>アビノシ</sup> 及び卓は其の並押板 <sup>ラシイタ</sup> 硯 <sup>ケンビニツ</sup> 之  
 墨香等 <sup>ホツス</sup> 等を並上りハ喚聲 <sup>シユモク</sup> をつけあはの櫃は拵 <sup>ホツス</sup> 拵 <sup>シユモク</sup> 拵 <sup>シユモク</sup> を  
 かゝるる禪宗の書院の辨を學たる物之多氏ハ其の意圖  
 辨も辨として得法は得法に依りて入りて坐すは飾も辨  
 家をころきれりて京都北軍出代は禪宗の依よりて  
 木の飾を用いれりて之は以てよの寺方の作法とも武家の  
 辨りころきあり亦も之れも書院に主圖を云ふるも

寺方より出るる也 <sup>但云圖と云名京都北軍時代傳也</sup> 食物  
 折食籠 <sup>ハハハ</sup> 飾は其の精進物を貴瓶を魚物を次にするも  
 佛法信作して常に精進する人もありて其の人の精進  
 をころかたき也 <sup>ハハハ</sup>

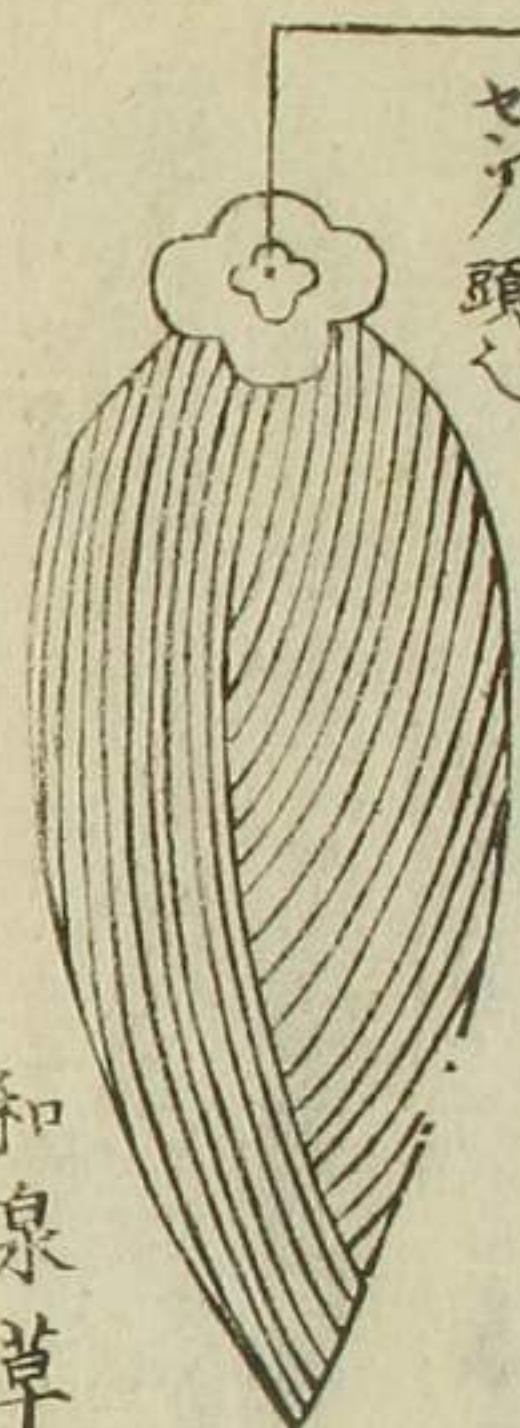
一 東山殿の飾書はかりろくと云物ありてかゝる物に何れ



ある物に禪ありて但同書に列す  
 櫃飾と云物ありて形もけろろと云  
 に似る物に櫃飾といふ櫃はけりて其の物も一櫃飾  
 もかりろくと云物ありて河總勅と書て一名新子と云物  
 かりろくと云物ありて河總勅と書て一名新子と云物



貞丈云口ニヤス  
セテ頭入



和泉州云大小ノ象牙ヲ以テ  
鳥ノ卵ノ如クツクリタルモノナリ  
柱錐ニ可也胡銅コド鑰石ニモ  
有ベシ云々アタリ子 カラタテ

和泉草子訶黎勒とあり訶黎勒と云々

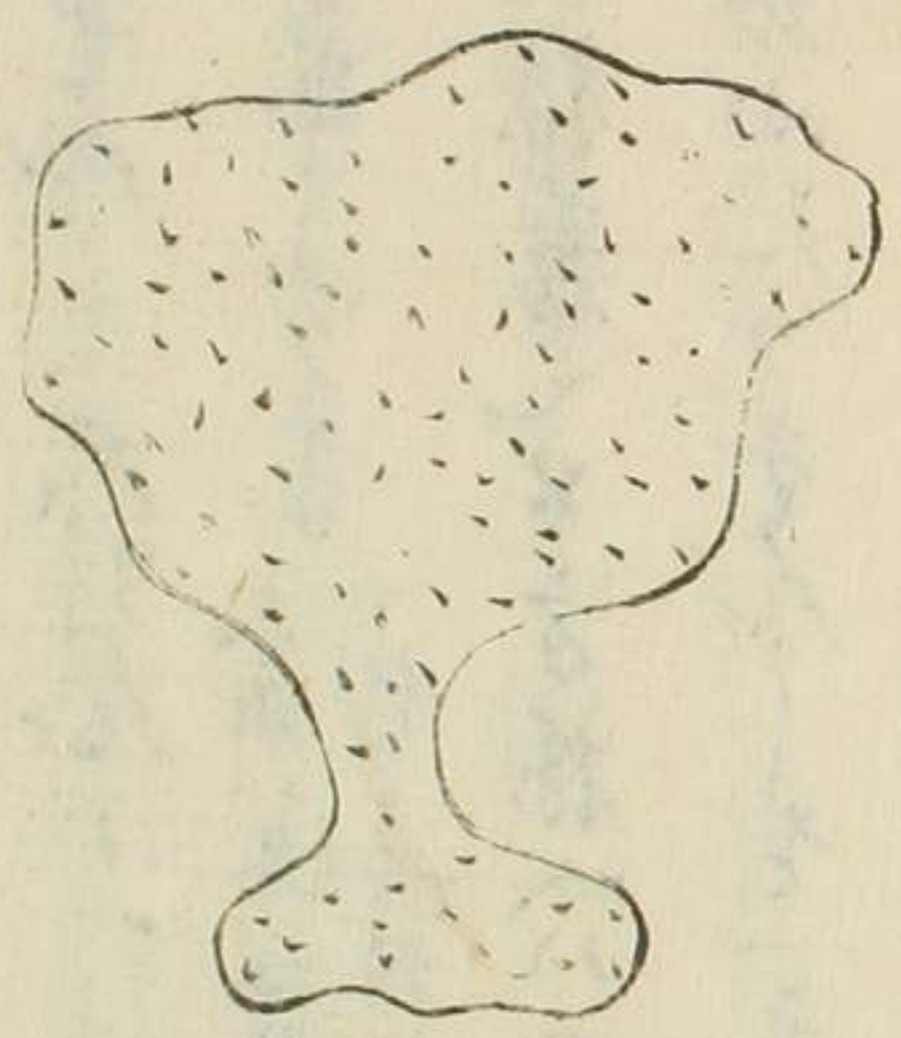
一 とうりの袋君臺觀 大永年中真 相阿弥ノ作 云西のききりに漢書あり

つものる、春お枝飾けはの袋と名を玻璃と云物を  
麻飾は羽母もしもうハ盆又存。麻飾はももこし  
そももろをへて並袋をもうの袋と云あるをこし飾  
可いもうハ袋より取出してむらり袋ハ枝まこけり  
もこ袋ハ茶壺の袋のぬくもるべきに玻璃ハ國ノ  
名之本草綱目云玻璃出南番酒を紫色白色

スチーホラ

臺漱与氷精相似トアリ今ハ名物あり

フてこころやとあり 玻璃形



玻璃本草ニ見  
如此ノ物ナリ

シフクツ

一 四幅對君臺觀ニ云東山殿飾の中四幅一對の時  
三具足不云並いと名を四幅對も飾はあり  
案云文龜二年七月十二日沙参内始法道相飾  
四幅居沙盆云々



紙類之部

一 檀紙ダンシと引合ヒキアハセとハ別の紙今世の人ハせんトの一名也

引合と云ふは得るのあやまり之旧記ハ大たうだんト

小たうせんト大引合小引合又大引少引合と云ふ此の名

見たり糸ノ少書大永八年伊勢折紙調ハ括トテ折紙の丈

の言ハ狼藉之上方極ハ常ノ家門臨大元ハ

備中紙の小たうせんトを一重子ニ折テ用トハお

伴流同前大方の人引合杉系と云用ハ又云せんト

十帖引合杉系と云十帖と書ト武雜記云引合

だんト云ハ紙ありと云結ゆと云又八雲大式ヤクモダイキと云書ト云

井字イナジと云檀紙定法堅一尺三寸横ヨコと尺九寸引合堅一尺

式寸横一尺九寸六分とあり是ホせんト引合一帖ト

ありす別物あり流按ト

一 だんト云ハ色白くあつく紙の面ハちり紙んのことと云不

何の紙あり大たう小たうと云ハだんトのたけの大小を

云々とのと云ハたう也竹箒をたうと云と云ハ同例ト

かとけと云音通ト云

一 引合ヒキアハセと云紙ハ昔ハ白くて今ハ赤き紙と色イロナす黒き紙

ありありす墨紙と云又陸奥國より出イたり云のく

紙もまひくく桑くは書云云原氏物語はみちのく紙の  
元あふぬあふも侍るは當時の引合の事といひりきり  
のく紙す思紙のる原氏物語次磨の巻の抄あま  
元元たり又引合と云ふハ雪大式は引合紙ハ或ハ陸奥  
紙と認り又唐墨紙と云いしれハ往古他の女子を以て我  
りの男子に引合せ夫婦の情を結ぶ時紙ハ因縁を  
書て女子の親は是れを可女子の親我う擇はあハ彼紙  
の裏は書報を成して約束を結ぶ又女子の親我う機  
は合されハ書答ふ一ハ此等題を以て夫婦を引合す  
不之極は引合紙と云ふは後何れも中興

紙のまひく  
親長は此は文  
明四年五月廿九  
日元長令書時  
教書宿紙當時  
猶ほは同用白  
紙まひくはより  
宿紙拵底を  
しを智

祝儀は用之又云今ハ紙を祝言祝儀等も用之水障  
思極あふに飾る也又言括り時儀を包む折形の時思  
して祝儀は紙を用多し云々  
今京新三ツハ紙ノタケ大エクヨコ  
ニシホアリテ厚キヲダンント云紙ノ  
タケダンシヨリハ小クウスクタテニ  
シホアルヲ引合ト云ナラハセリ  
うす墨紙と云ふハ二ホあり引合と宿紙の二ツ也  
紙を川と云書 今ハまき出され  
宿紙と云ハ山城國神倉川と云ふき出さすきうの紙  
カウマカワ  
也神を紙と云ふ色うす思き紙もあうす墨紙も  
云今うすこの輪首と云ハ宿紙ハ輪首を書て下を  
いふ之上古ハ紙少くも一ホ禁中ハてもまきこつを引入  
らせたりと古例よりて今も宿紙ハ輪首を書て之

庭訓往来より厚紙依掛庭用又古いとあるを元札の鎌倉  
時代迄も紙少く用ひしと云はれはききうへに用られたる  
病紙と書てまゝくしと云ふゆゑにともなひてききうへに  
いふも今紙の浅紙紙がと云すききうへに遠くへ  
くもあき紙也

— 今時の鼻紙といふれ古いあり古きありといひしは引合紙  
を一枚のすぢ打て用ひしに折紙の光横より二つは折れを畳  
二つは折又それを畳二つは折以上横二つは折畳四つは折  
とををいへりも紙で懐中書と見ても鼻紙をいふが  
印り用ひるものつひたる又紙がといふはつう可なり

むすぢやの  
ひきか  
あつて七合

昔に紙を紙系と云ふは紙といはれむすぢの紙  
葉といふは紙の葉といふに書ある紙は紙と云ふ  
たゞうづらひ紙紙と書いれは鼻紙のすぢたる紙  
云ふ中名に 物を色に合せて紙と云ふは紙の紙  
射子の鼻紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙  
紙の紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙  
武雜記は紙の紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙  
たゞ紙は紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙  
男と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙  
と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙と云ふは紙の紙

大平記卷六將  
單自梳紫御上  
浴ノ糸ニ云杉原  
ヲ三帖短冊ノ廣  
サニ切ラセテ自ラ  
觀世音菩薩ト  
書セ玉ヒテ舟ノ  
枕社毎ニ推セラ

宣胤卿記ニ云  
永正十六年正月  
十七日自花恩  
院使搏一荷  
折二合以上大納言方  
奈良紙一束ハ

地より上へ一のたけあす斗ハ云々  
考極ノ單四方ハ切テ申ハ狹ニ云々  
今時女の髪ハもとゆひハもるれたけあすハの紙あり  
古ハあき紙ハいしハいしハいしハ引合杉原ハをたてハ  
て用ハくハ是を引ハきハめハゆひハ云々ハ

スキハラ杉原ハの紙ハ今ハのハまハ入ハきハ云ハ紙ハのハあハきハ相ハ入ハ川ハ徳  
来ハ播磨杉原ハあり播磨國よりすき出ハたハ也ハ前  
用ハ集ハ杉原紙ハ播州杉原材始ハテ出ハ之ハ云ハ永九代記ハ  
云兼久元年杉原紙始ハテ流布ハ云々  
ホウシヨ奉書ハいし紙ハ古ハあきハ紙ハ目ハ之ハ奉書紙ハの杉原ハをハ  
すきハくハ相ハ入ハ道ハ代ハ奉書紙ハ云々紙ハありハ奉書ハ云々ハ

奈良紙ハ云紙ハの名ハ三好亭ハ法成記相阿弥ハはハ竹書  
等ハもハんハくハ大和國ハあハきハより出ハる紙ハ云々ハ具ハ法成  
記ハもハ古ハ紙ハ二十束ハ奈良紙ハ十束ハとハりハ職人ハをハ款合ハ口ハ  
ちハ我身ハよりハ小紙ハ云々ハのハすハきハちハきハくハいハむハはハきハ  
くハをハまハくハ奉書紙ハ古紙ハともハ奉書紙ハありハくハ  
旧記ハ大引ハ少引ハあるハ大引ハ合ハ小引ハ合ハのハりハ云々  
いしハいしハいしハ紙ハ云々紙ハありハ紙ハをハ目ハはハきハくハてハ見  
れハ紙ハのハかハらハるハ紙ハ之ハ母ハ紙ハ切ハ云ハ或ハ書ハはハ  
多ハのハ子ハ云紙ハもハ古ハよりハある紙ハ之ハ多ハのハ子ハ云紙ハと  
いしハのハをハ畧ハくハ多ハのハ子ハ云紙ハのハ子ハ云紙ハにハ云々

玉子の名は似る名の子の残あるかきの子と名付るは文  
 安元年康富記は玉子の名目あり中子集の子の  
 名目あり其は又安年中の名目これより其の物あり  
 一 うちやありや中やありや云残は皆玉子の残を  
 うすくすきくする内は三版のあありやうすやの旧記は  
 又えうありや中やうの名も又えくれとも上代に  
 うすやうといふは玉子のうすやうはあぬれたる  
 の子のうすやうをさきりくとのちやうやうはさきり  
 萬枝書集云原やう書やう書の名は風情のふたの  
 是内書と云い

宣胤の記卷六  
 三手文庫新  
 具注薄様金  
 銀兩種候方墨  
 一枚硯一云い

一 うちやありや云残は玉子の残は上りまきき書前と云は  
 むすききの書と云残すき付る残あり短尺ありに  
 すりて常よりまきき書うをよすりておきりて併り  
 追書あるの款は案の書うをよすりて去く古よりある  
残あり  
 書物の外題はまきりとも雲の順逆を正し  
 一 玉子の名は似る名の子の残あるかきの子と名付るは文  
 安元年康富記は玉子の名目あり中子集の子の  
 名目あり其は又安年中の名目これより其の物あり  
 一 うちやありや中やありや云残は皆玉子の残を  
 うすくすきくする内は三版のあありやうすやの旧記は  
 又えうありや中やうの名も又えくれとも上代に  
 うすやうといふは玉子のうすやうはあぬれたる  
 の子のうすやうをさきりくとのちやうやうはさきり  
 萬枝書集云原やう書やう書の名は風情のふたの  
 是内書と云い

二つとも書き手は同一

平家物語を以て古書と云ふは、あるは原紙ありあるは  
よむは是は、いふや、小紙、そあるは、智の子紙を云ふ

鎌倉紙の書札作法と云、武家の所下文紙と申すは、今ハ  
鎌倉紙に抄本、又ハあるは、  
武家文書鎌倉抄本の代ハ、此ハ、  
代ハ、鎌倉と云ふは、たゞ、  
鎌倉と云ふは、たゞ、

武家書札料紙と云、書札作法と云、武家は、抄本あり、ハ  
文をば、いふぬ、引合と檀紙あり、ハ、皆、不可書、  
姓のもの、ハ、文ハ、引合檀紙と云、書、抄本と云、ハ、  
文、又抄本と云、文、又、ハ、

書札の事、如、花物語、宮田居のハ、  
云、此、ハ、

但馬紙の書札と云、但馬紙、十束、送、終、ハ、  
但馬國より出る紙と云、紙ハ、何と云、ハ、

林下紙、親長卿、記、明應二年六月、自、濃州、法、下、  
上、之、指、扇、二、本、林、下、百、帖、云、ハ、美、濃、國、より、出、紙、

林下ハ、地名あり、ハ、

切紙文、明日、記、五年、ハ、  
八、幡、田、中、辰、分、ハ、  
香、水、ハ、返、  
多、潤、ハ、  
抄、本、ハ、  
以、燒、藏、奉、之、  
又、  
十、月、言、  
今、朝、飯、次、ハ、  
持、身、

大繪巻十五卷半切繪十一卷同年<sup>天明</sup>丁全繪  
半切一卷云々

一 美濃紙 日記<sup>十三年十月六日</sup> 為は菓子<sup>いづるも</sup>ありき<sup>只</sup>焼

紙可有進上<sup>い</sup>云々

一 為白紙 日記<sup>十三年十月十五日</sup> 為白十帖花園<sup>の</sup>進<sup>云々</sup>

為白未不詳

皮類之部

一 虎の皮ハ之用ハるハ<sup>は</sup>古 豹<sup>は</sup>皮ハ<sup>は</sup>方<sup>は</sup>縁<sup>は</sup>用<sup>の</sup>多<sup>に</sup>  
此<sup>は</sup>百<sup>は</sup>面<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>用<sup>ア</sup>ク<sup>レ</sup>也<sup>ト</sup>書<sup>レ</sup>札<sup>難</sup>ク<sup>ハ</sup>時<sup>々</sup>書<sup>ク</sup>ハ<sup>ハ</sup>云<sup>々</sup>云<sup>々</sup>  
古ハ豹<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>虎<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>より<sup>も</sup>貴<sup>キ</sup>キ<sup>ト</sup>思<sup>ハ</sup>マ<sup>レ</sup>ル<sup>ト</sup>也<sup>ナ</sup>  
古ハ靴<sup>ハ</sup>履<sup>ヒ</sup>ト<sup>モ</sup>キ<sup>キ</sup>友<sup>皮</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>虎<sup>豹</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>用<sup>ヲ</sup>多<sup>ク</sup>  
コ<sup>ノ</sup>方<sup>ハ</sup>縁<sup>ハ</sup>古<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>友<sup>皮</sup>之<sup>ハ</sup>職<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>ア<sup>リ</sup>ト<sup>モ</sup>ハ<sup>ハ</sup>用<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>り<sup>ト</sup>云<sup>々</sup>  
内<sup>ハ</sup>も<sup>も</sup>豹<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>別<sup>レ</sup>ト<sup>モ</sup>コ<sup>ノ</sup>方<sup>ハ</sup>縁<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>用<sup>ハ</sup>ス<sup>ル</sup>ト<sup>モ</sup>云<sup>々</sup>  
一 熊<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>も<sup>も</sup>古<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>常<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>シ</sup>彈<sup>正</sup>の<sup>ハ</sup>官<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>官<sup>ハ</sup>  
此<sup>ハ</sup>靴<sup>ハ</sup>履<sup>ハ</sup>行<sup>ハ</sup>膝<sup>ハ</sup>補<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>靴<sup>ハ</sup>も<sup>も</sup>熊<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>皮<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>用<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>由<sup>ナ</sup>

旧記に見えたり

— 舊記は唐皮カラカハとあるハ皆虎の皮の事と建武二年紀ハ唐皮尻鞘切付と何れも義教は元服記ハ切付唐皮と何れも又唐皮の禮と云ハ皆虎の皮の事と古書ハ唐皮とあるを今の世阿彌院より傳ハ今唐草の事とあるは

天平十四年聖  
其外ノ形子ヒ  
リニ別ノ草ニテ

天平草と云ハ白草モヤウはかき色ハ地を以て白くモヤウを以て草と云ハ石動明玉の像ハ幡の二字梵字天平十二年八月の七字を以て是ハ甲冑の飾ハ用ハキ為ハ作ルル草あり今甲冑の事ハ其種のみ

ハリヲ有ルニ  
セサクシタル  
ハリヲ有レハ相  
志ノ大サニナル  
ナリ

貞文云正平以  
前義家頼朝  
義経ホノ古鑑  
ヲ見ルニ正平草  
ノ文ニテ色ハ藍  
色ニ文アリテ  
地白シ是古藍  
白地ト云シ也  
平草モ其文ヲ  
用テ板ヲ刺タル  
也板ハ金板也云

の板ありを包む注つに云々紙書て其内ハモヤウを以て是ハ草肥後國八代郡より出ル板ありモヤウを以て是ハ草肥後國八代郡より出ル古より八代郡ハ天平草の板傳りて草もモヤウ紙切して出ルハ石動明玉の像ハ幡の二字梵字等を以て其を以て中計より高買を以て其を以て西將軍懷良親王八代郡言因



天文十一年日記  
去十月八日牧雲  
軒赤面草一枚  
給云

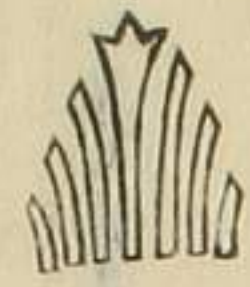
比叟何りし時南朝の 比叟天子兩人在て南朝北朝に  
おれて合戦ありた平記に云 比平年中不  
正平八南朝後 別の板をきざりてせられて南  
村上院の年号 別の板をきざりてせられて南  
免ありしは正平は免章と名付りて云たは免  
章と云何り正平は免章とハ別也

にけき章といふ地をむらさき色に染めて  
うらさき色に染めて沙汰日記何れの記に何り正平章を  
うらさき章と免する人ありあやまりし

おのて章と云ハうらさき章のうらさき色に染めて  
ひきあ章といふは免の章は赤なるをうらさき色に  
ての板を染めて免の章と名付りて云たは免  
引目章の下  
條のり武難記

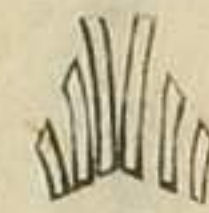
比叟  
日名

一 菖蒲章ハ地を赤く又ハ赤元き地にしてよみめの花葉を



ぬいといふも並て深き白くもやうを出入し又花

もやうも



ぬい又弱形と云も馬の形を小く深

くも又丸形と云もあり□ぬい形を深き丸の形

似るも又杉葉と云もあり



ぬいの形と云も

何り



ぬいあり又小横章品章あり

うらさき章の形



小横章品章ホの

一 だてとやうな横章と云も菖蒲章のうらさきを  
だてとあはして深きハ横章と云も横章あり

ほくろハ横志やう之皮の厚うあるハ 豎横のつらハ

中 若校守 忠勝記 又ハ一説ハ軍陣圖書云水正年 小八

真丈云駒の形あるを弱形當浦とも云

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

一 羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

羊の皮ハかゆりの皮ハあくの皮の多ク引張あるハ

— 高麗皮と云皮の名取中目と記は何れ初とす

— 小様韋と云は地を藍染して白く小き模の花形を出し

たる韋に程は山模威と云は韋を細くして何れ初とす

— 甲斐團韋と云はつすむらうあつはき思ふ事よはき思ふ事

目の袋を甲斐團韋とすすりもええたり袋もももももも

やううあり韋もあつはき思ふ事よはき思ふ事

— 出と韋と云ハ韋の名取ていあつはき思ふ事よはき思ふ事

よしていつぐもよき思ふ事馬祕洗とありこと韋ハ異韋と云

て別の韋と云ることやうけのやびは同く韋とつぐは

別の韋とつぐはつはつと云る事

— あつはき思ふ事と云ハ韋のこととぬれよせあつはき思ふ事

傳記洗草威の条よええうは洗ひがうし洗ひ草とハ

うすおの韋と緋の韋を洗ひまうしてうすおとあり

心して洗ひ草と云は是も條韋と保元あはは波多助

次郎うははは洗ひて緋威の程の袖洗草とありぬとあり

保元あははは洗ひて保元あははは洗ひて保元あははは洗ひて

洗草と云はははは洗ひて保元あははは洗ひて保元あははは洗ひて

の狩衣を挑をよ保元あははは洗ひて保元あははは洗ひて

アシリブクルと云ははは洗ひて保元あははは洗ひて保元あははは洗ひて

ありたる心して退おと云は紅のきを洗ひまうして

して洗草と名付るるも同意之退社の名は家次才延喜

徳政寮式之外古記録装束抄ありも是より日本記天皇六年小挑染布衣服令は挑染衫万葉集は挑花褐延喜

年ノ記天皇六年挑染布衣服令は挑染衫万葉集は挑花褐延喜

彈正式は挑染布衫右行ともアラ江家次才は荒染とあり

皆退社の事ハ挑染ハ挑の花の色のみくうすは染を

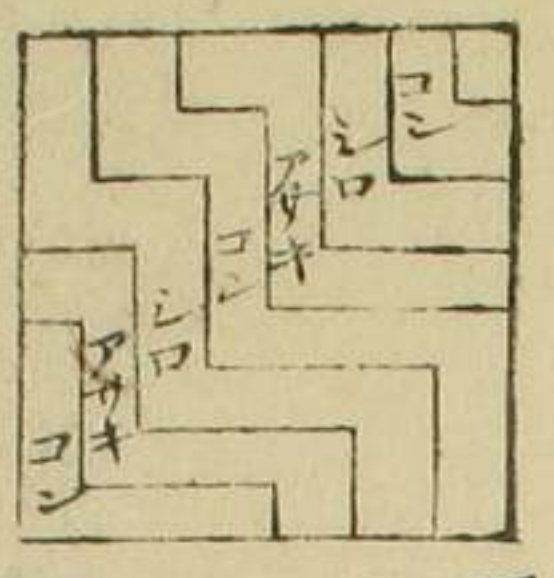
云ハ又荒染と云ハあらしひ染の畧語之洗染と書ハさるる

とも同ハあらし染と云ハ人荒の字を借りて書ハ洗草の事也

さて考知ハ洗染社の色を洗てさうすく成る心ハ

赤草と云ハ赤き草ハ草の事也は多世ハ洗染ハ細威ノ程の袖洗草ハあらし染と云ハ

係元拾遺の



めは染ヤウナリ  
折レテフシグ  
アル故フシナハメ  
ト云繩ヲフセタ  
ル如クナル故フシ  
ナワメト云フニ  
テハナシ幕ノ  
も繩ノ如クニテ  
其形ハ折レ曲リ  
フシクアル故也

婦ハ繩目と云草ハ幕の事繩あとの白き草の布を

かいませしめぬく白とす益と紺との條ある染草

之ハ繩目の縹と云草を細くたぢておとすは云

縹ハ傳記ホホ糸をハ繩目よりおとすと云ハ湯洗ハ

あけの草と云ハ赤草とハ別ハあけの草ハ縹の色ハ縹

よりみ草ハ赤かハあけの草ハ縹ハおとて縹

赤草ハあらし染ハ火威縹といハあけの草を

細く染かどしあけの糸を威するハ糸火威と云

丹波目結といハ草を素襖のひも不用る事糸ハ

け草ハあらし染ハ丹波目より出る草ハ目結を縹

さかかもあるし色のするは知れず目録としかのこのまじ  
色この草も字を際たるは多くは藍地之是も地は藍草なり  
一 紀伊國草をすあふの組はすり多葉くす草も是なり  
きの國よりある草もすすあふのひも草のなり  
黒梅小枝の付る紀伊草草をすあふのひも草のなり  
際るかもあるし是も栗梅小枝の白く小枝の付る  
ところをすあふの組はすり多葉くす草も是なり

一 黒梅草はなす梅とて黒赤き色ありけきの草も  
一 金仙寺の伊勢草は黒赤き色ありけきの草も  
一 中野草はすり多葉くす草も

いんめいはら  
草ノ草はナメ  
シ草を水よ  
つけおき植よ  
ておかめて  
鏡ノ草は

一 黒草は黒き之葉草は黒くみせかまのすりなり  
如く材色の地ある草はかきくく柑子の色なり  
黄草の草は白あめく白きあめく草は白あめく白き  
ゆき草は

一 播磨あめく播磨國より出まめく草は  
かかと云字二つあり皮草草是は皮ハ毛かま草  
いつく草かまともして毛を去うたるかひのするあめかか  
草はあめく草ともしてあめかかひのようをもつはうて  
あれとも旧記はハを名別もあく皮草の二字を

おまへて用ひたり草の字を書くる多あり古書

文字の味あく書らるるあり心をなして後つ

むきもどと云草ハひきつる前せのいとく志不ある草

七村旅行もの刀口きざしひきもこの草又ハ

鞘ひきをひき袋あり作りてきゆふかろをひきもこの草ハ

ひきもこの草ハひきもを器してひきもこの草ハ

袋の名を尻鞘と云ひきもこの草ハひきもこの草ハ

大志不草といふひきもこの草ハ志不の大あるを大

志不草といふ

行藤ムカハキはすする麻の皮の冬より夏毛用夏毛の秋かけ

「杖二毛」杖毛の冬うけて夏毛一むきり毛ありと云は別

あり麻ハ四季又毛のかりる物之を名別を記ス

夏毛といふハ五月以後毛色黄又あり白星ありと云

出るを云毛ハ十五六才の少年用と云

夏毛の秋うけると云ハ杖もあて夏毛の古毛ハ長く

杖の秋毛ハ短くも一むきり毛をを杖の古毛

をむきりてのけと云毛夏毛といふよりハ毛と云

二三十歳以上の人用と云也 尺素雜兼ハ陰星杖二毛と云

むきり毛と云ハ杖の夏毛の杖うけと云同物也 二毛ハ

秋二毛と云ハ毛も杖の夏毛の杖うけと云同物也 二毛ハ

夫木集六帖題  
麻葉内大臣  
これのひきも  
この草ハ  
かうのけの  
ハ  
同麻葉の音建  
長八年百  
の草ハ  
の草ハ  
の草ハ  
の草ハ

一 秋二毛の黒きと云ハ冬ニ至テ色黒クシテ冬ニ至ル

林二毛と云より冬ニ至ルニ至ル五六十月の人用と云

一 林毛の冬ニ至テ黒きと云ハ林二毛の黒きと云ニ因

物ニホマ  
あらし

一 麻の色ハ五月以テより色黒クあり白黒出て後ニ冬

ニ至リ冬ニ至テハ白黒す黒クあり冬ニ至ルニ至ルニ至ル

冬ニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

一 鞆ウツの皮ハ冬ニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

ハ虎の皮ハ豹の皮を用ル平人の麻の皮を用ル彈正又

檢非違使の友の人の熊の皮を用ル京師於軍比代の田

記ハ元元より又尺素從來ニ行滕大星ニ其毛若クシテ冬ニ至ル

陰界ウツニ林二毛ハ若クシテ冬ニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

死ニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

一 涉光草と云ハ二ホあり一ハ赤ニ記シたる正平ハ光草ニ

二ハ赤黒色の地ハ白ク唐草又ハ菊の葉と云ハ其色を深

たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深

やうを深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深

たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深

の草ハ深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深たるを云ハ其色を深

獅子面シノオモテと云章ハ獅子を深オモテ面章オモテあり

古き繪ニ鱧ノ弦  
ハシリノ章ニ獅

獅子ノ面ノ名  
赤衣記ニ云





うあぎを焼て其煙をてゆまぶたるもよ〜ははせ丸虫  
生さるるありあ〜

アカ子スガ  
赤根筋草の多 蛭川新右衛門尉宮道親元日記云

文明十三年 丑年八月晦日草深木村七郎五郎 二枚道土

調阿方(被相海津使 潤四) 被巻く先日赤根筋草

依り作付は貴殿(二枚道土)云く赤根筋草

苗を以て降て赤く筋を出したるもあつて白地了  
て筋は赤くあま〜

一 今度草ハ松葉を火で焼て其煙をてつてをををを

今世ハ松葉またこの葉と二巻を用ひて葉は白く

紋を半きはハ厚紙して紋をわらぬきしてそれをこひ

見せり付ておろすべし後紙の紋をいそぎ取ると何と

白くあるも〜うらもきのかま〜草ハ草をわらぬき

まとも大き休まぬもををを麻糸を捲きま〜

と巻を又まがうひよ巻きしてあつてあをときまれば

鶉の羽の文のみ〜紋出るとは外巻を〜は皆をを〜

藍白地の草と云ハ白き草又藍をて紋を白く出

た〜草蒲草も藍白地と云紋ハ〜何〜

川大双残と云藍白地の白皮ハ藍をて紋を〜

藍白地を黄く返〜たるも云ハ木の葉白地の草を黄く

染るに致しぬえきるあし地ハ黄 又小極を染る返し  
うを云ハ小極草を黄し染るに小極の致しぬえき  
あり藍の布ハぬえきるあしカ へしハ 藍の上を  
又黄し染るすし

黄白地キニラチと云ハ白草又紋を黄し出しる

草を洗ふ法白水を井玉子カ酒菜盤一盃  
おそうきませ草を洗着るあしカあまびの町カみ  
也カしカ能ひれカいカあカを炭火カとあり  
こもカすれカぬカるカ

高山皮ハナナルニのすり法集カるカのカの上カ紫カのカ草

中ハ指を染草カとつぎカハ高山皮カのカ白カ等カのカ皮カあり  
しカありカ言カ山皮カ未カ詳カ推カ考カすカ藍カ草カ下カりカ獅子  
の丸カをカ染カ出カるカ皮カありカすカれカ又カハ高山皮カハ地カ名カ香  
るカきカれ

八幡ヤハタケロカハ黒草カと云ハ山城カ國カ八幡山カ下カ大谷村カのカ種カ  
人カ家カ紫カとすカりカ也カハ八幡カ黒草カと云カ只カ黒カきカ草カ  
ありカ子カ細カあり

額草ニハタと云ハ未詳延喜内藏カ察カ式カ又カ足カゆカ草カと  
今カ之カりカちカ巻カとカハ皮カのカ類カ也

畫草ニカキと云ハ未詳日記カ又カ足カゆカ草カハ色カのカ致カをカ云

先大日カのカりカかカり  
林カのカ草カ之カ  
今カ世カのカ志カのカ  
際カ之カ子カ國カ温カ七  
葉カ葉カ又カ云カらカ  
をカのカこカらカ



かきく草ある

光大曰畫草エカハとよむ一不動尊ノエカハ獅子  
牡丹西草あつくつゆ繪格あるハ皆畫草也

繩目ナハメの色草と云ハあまも記せし伏繩目の草の事と

源平盛衰記ハ繩目の色草をえり

一 小紋の草草と云ハ地草を深て白く小紋あを深かせし

草之目記ハ小紋の草草をさる葛蒲草も小紋の草草と

古ハ云くあるハき孫助の以ハ葛蒲の名をさり

一 水巻草と云ハ存かほをさるす人サドウハ筋を細くも巻

あす人たりと馬故実云ゆけの事ありき又巻あす

あすよすハ巻フスハ一ウツラ  
巻ナトヲ三ナリ

貞丈雜記卷十四

